

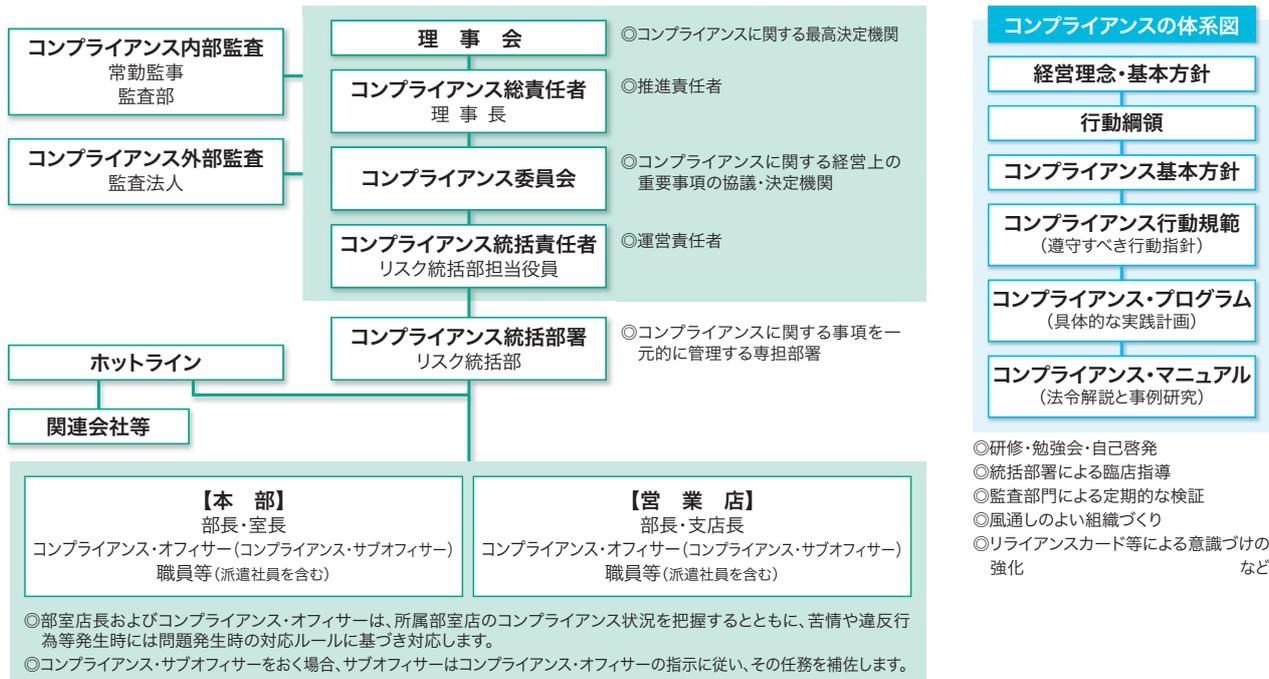


内部管理態勢

コンプライアンス態勢について

コンプライアンス（法令等遵守）とは、業務を行うにあたって、関連する各種法令・社会的規範・内部規程・倫理などを確実に守ることです。当金庫では、地域金融機関としてお客さまにご信頼いただくための基本として、倫理観の高揚と法令等遵守マインドの向上に力を入れております。

● コンプライアンスに関する組織図



● マネー・ローンダリング等防止への取り組み

当金庫では、非合法組織への資金移動などを防止する国際的な取り組みに呼応して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「外国為替及び外国貿易法」などの関係法令で規定される取引時確認などを遵守しております。

また、平成 30 年 2 月の金融庁ガイドライン公表を契機に、リスク統括部リスク統括グループを統括部署とし、営業店・本部が一体となってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）のさらなる強化に取り組んでおります。

● 反社会的勢力との関係遮断の取り組み

当金庫は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を排除し、一切の関係を遮断するため、「東京都信用金庫 暴力団等排除対策協議会」に参加するとともに、警察・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターをはじめ関連機関と緊密な連携を保ちながら、反社会的勢力の介入排除・関係遮断に取り組んでいます。

また、定款に反社会的勢力は会員資格を有しないことを規定しており、預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定などにおいても「暴力団排除条項」を導入しています。これは、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であることが判明した場合、当金庫の判断により取引を停止したり、契約を解除させていただくことなどを定めた条項で、新規お申し込みの際はすべてのお客さまに「反社会的勢力に該当しないことの表明・確約」をお願いしています。

お客さまにはご面倒をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

内部統制の強化

当金庫では、適正な業務運営に必要な内部環境を自ら整える「内部統制」の強化に努めており、内部統制システムの実効性を、子法人を含めた金庫グループ全体で確保する基礎として「内部統制基本方針」を策定し、その構築・運用状況について定期的な検証を行っております。

この方針では、理事に委任することなく理事会が決定しなければならない重要な業務執行を、構築・運用すべき体制および事項ごとに明らかにするとともに、さらに強固な体制を築くため「コンプライアンス部門」、「リスク管理部門」および「内部監査部門」ならびに「監事」が担う役割などについても定めています。

ガバナンスの充実にむけて

当金庫では、業務運営にあたりガバナンスの充実に努め、経営の健全性・公正性の維持向上を図っております。

内部監査につきましては、金庫業務のすべてにおける内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、改善に向けた提言を行うため、業務執行部門から完全に独立した理事会直轄の組織である監査部が、事前に理事会の承認を受けた監査計画に基づき、リスクの種類・程度に応じて実施しております。監査結果は速やかに経営会議・理事会に報告され、内部監査を通じて発見された問題点などは、定期的なモニタリングにより改善状況のフォローを行っております。

各監事は、監事会が定めた監査方針に基づき、理事の職務の執行および金庫の財産の状況などについて、独立した立場から監査し、改善のための提言を行っております。非常勤監事にも適切な情報提供が行われる態勢を整備するとともに、内部監査部門・会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換によって監査の実効性を高めております。

また決算内容につきましては、法令に基づき会計監査人（太陽有限責任監査法人）による会計監査を受けております。なお、総代会に関する情報、職員外理事の状況につきましては、それぞれのページをご覧ください。

報酬等に関する事項

1. 対象役員に関する事項

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」および「役員賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「役員退任慰労金」で構成されております。

● 報酬体系の概要について

[報酬および役員賞与]

非常勤を含む全役員の報酬および役員賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額につきましては役職や在任年数等を、各理事の役員賞与額については金庫業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額および賞与額につきましては、監事会において決定しております。

[役員退任慰労金]

役員退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される役員退任慰労金の支払いに関して、「決定方法」「支払時期」「算出方法」などの事項を規程で定めております。

● 対象役員に対する報酬等の支払総額（令和5年3月期）

（単位：百万円）

	支払総額
対象役員に対する報酬	322

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「報酬」195百万円、「役員退任慰労金」126百万円となっております。「役員賞与」の支払いはございません。なお、「役員退任慰労金」は、当年度中に支払った役員退任慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退任慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

2. 対象職員等に関する事項

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和5年3月期において、対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 「対象職員等」には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産において2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同額」は、令和5年3月期に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和5年3月期において、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受けた者はありません。

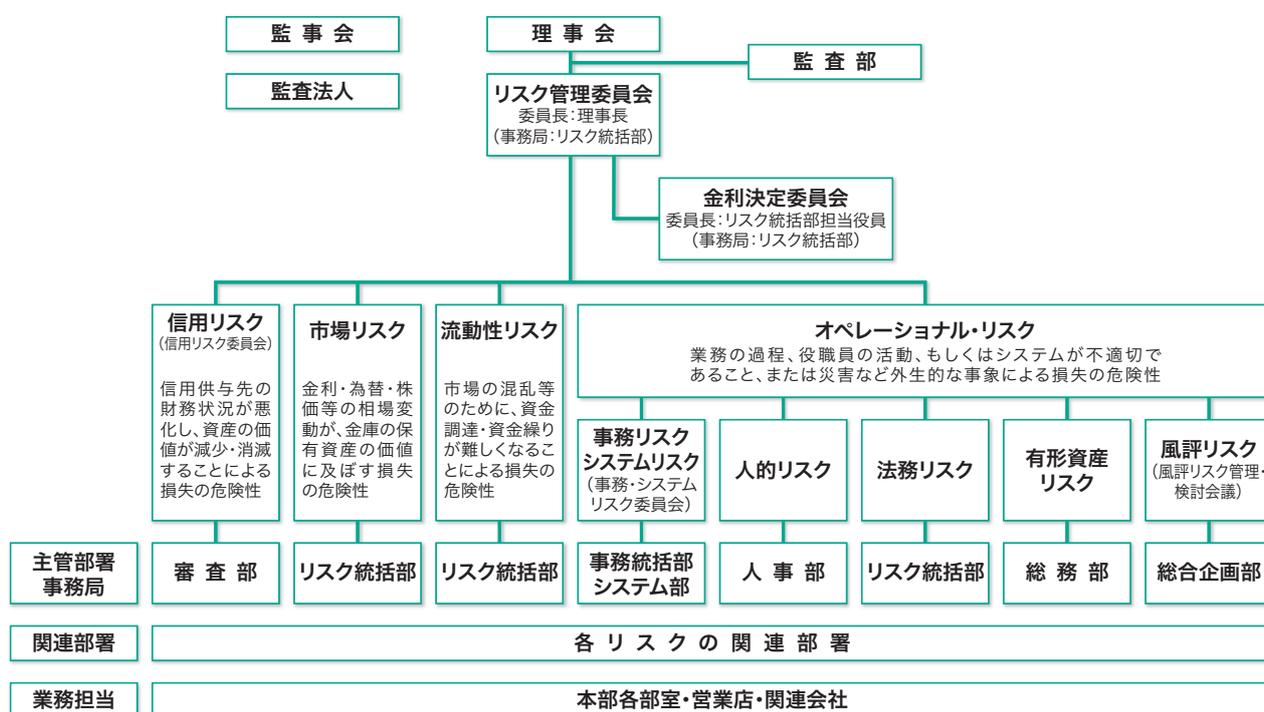
なお、「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年金融庁告示第22号）」第2条第1項第3号、4号、6号、および第3条第1項第3号、4号、6号に該当する事項はございません。

リスク管理態勢について

金融機関をとりまくリスク（さまざまな要因によって、経営に予期せぬ損失を与える危険性）は、急速に多様化・複雑化しています。当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に関わるすべてのリスクを総体的に捉える「統合的リスク管理態勢」の強化により、適切なリスク・テイクとリスク・コントロールを行うとともに、リスク総量を経営体力の範囲内に収め、経営の健全性・安定性・収益性を高めるよう努めております。

なお、リスクごとの管理主管部署や管理手法は、「統合的リスク管理基本方針」「同基本規程」にあらかじめ定めており、定期的な分析と計量化により各リスクを把握・管理しております。また、リスク状況は、理事長を委員長とするリスク管理委員会（毎月開催）に集約のうえ協議するとともに、重要事項は速やかに理事会への付議・報告を行うなど、金庫全体としてリスクを制御する態勢を整えております。

● リスク管理に関する組織図



● 信用リスク管理について

信用リスク（ご融資先の業況の悪化などにより、資産の価値が減少・消滅し、当金庫が損失を被るリスク）は、金融機関にとって最も基本的なリスクであり、適切な管理によって資産の健全性の維持・向上を図ることが重要です。

信用リスク管理に際しては、与信集中度合い・企業診断・保全や延滞の状況など、さまざまな角度からリスクを適切に特定・計測したうえで、信用リスク計量化システム・ローンレビュー・自己査定などによる定期的なモニタリングの結果を踏まえ、自己資本の状況に見合ったリスク・コントロールを行っております。

ポートフォリオの状況・与信管理の適切性・モニタリング結果など信用リスク管理にかかる事案は、信用リスク委員会または各関連部署から、定期的にリスク管理委員会に報告されていますが、特に経営に重大な影響を与えると懸念される事案は、速やかに経営陣に報告がなされ、理事会に付議・報告する態勢を整備しております。なお、信用リスク管理部署については、営業推進部門からの独立性を確保し、相互牽制機能が発揮される態勢を整備しております。

● 市場リスク管理について

市場リスクとは、金利・為替・株価などの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、VaR や BPV などの手法によるリスク計量のほか、有価証券の含み損益の状況、デュレーション、保有限度額などにより市場リスクの状況を把握・分析し、結果をリスク管理委員会に集約して、リスク・コントロール態勢の整備を図っております。

● 流動性リスク管理について

流動性リスクとは、市場の混乱などのために資金調達や資金繰りが難しくなることにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、流動性・健全性の確保を重視した市場運用を行うとともに、支払準備の充実に努め、日々の安定的な資金繰り態勢を構築しております。また、不測の事態が発生した場合の資金対応についても、あらかじめ手順を定め、迅速かつ適切に対応できるよう備えております。

● オペレーショナル・リスク管理について

当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理方針」「オペレーショナル・リスク管理規程」などにに基づき、適切にオペレーショナル・リスクを認識、評価、コントロールするよう努めております。

オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または災害など外生的な事象により損失を被るリスク」と定義したうえで、管理すべき具体的リスクとして事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを特定し、それぞれ主管部署を定めております。また、総体のオペレーショナル・リスクにつきましてはリスク統括部が主管しております。

これらのリスクに関連する事項は、事務・システムリスク委員会、風評リスク管理・検討会議などで討議が行われるほか、定期的にはまたは必要に応じ随時リスク統括部に報告されております。リスク統括部は、これらの情報を取りまとめ、定期的にリスク管理委員会に報告しておりますが、特に経営に重大な影響を与えると懸念される事案は、速やかに経営陣に報告がなされ、理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

主なオペレーショナル・リスクの定義と当金庫の取り組みの状況は次の通りです。

【事務リスク】

事務リスクとは、事務処理における正確性の欠如、事故・不正の発生による損失の危険性をいいます。当金庫では、事務取扱にかかる各種規程の整備と遵守、日常の事務指導や研修体制の強化、牽制機能としての事務検証などに、本部・営業店が一体となって取り組み、事務品質の向上を図っております。

【システムリスク】

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害・誤作動・不備・不正利用などによる損失の危険性をいいます。当金庫では、「システムリスク管理規程」などによりリスクの所在・種類などを明確にするとともに、厳格なセキュリティ管理と定期的な点検検査・IT 監査を実施して、安定的な業務遂行のための態勢強化を図っております。

◇城北 CSIRT ◇

当金庫では、近年多発するサイバー攻撃や不正アクセス、情報漏洩などのコンピュータ・セキュリティ事案に対する包括的な対応組織として、「城北 CSIRT (シーサート：コンピュータ・セキュリティ・インシデント・レスポンス・チーム)」を設置しております。あわせて、「金融 ISAC」に加盟し、コンピュータ・セキュリティに関する外部連携を図っております。

【風評リスク】

風評リスクとは、当金庫に対する評判が悪化することにより、有形無形の損失が発生する危険性をいいます。当金庫では、予防・初期対応・危機管理・収束後の段階ごとに、風評リスクへの対応策や組織体制などを「風評リスク管理要領」に定め、適時適切な対応が行えるよう準備しております。

● 非常時の業務継続態勢について

当金庫では、非常時の業務継続態勢を網羅した「業務継続計画」を策定し、大地震などの危機事態発生時であっても、必要最低限の金融サービスを継続できるよう備えております。なお、危機事態はシステム障害・自然災害・風評・人的災害の4つのカテゴリーに分類され、カテゴリーごとに業務継続に必要な「実務手引き」などを整備しております。